



ながと男女共同参画計画（第4次）

～ 分けるより 認め支えて まとまる社会 ～

<概要版>

令和4年3月 長門市



計画策定の趣旨

本市では、「長門市男女共同参画推進条例」（平成21年3月）の制定や、男女共同参画計画（1次～3次）を策定し、男女共同参画の推進に関する様々な取組を行ってきました。また、国際社会においては、平成27年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、ゴール5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る」を掲げています。

このような状況の中、「ながと男女共同参画計画（第3次）」の計画期間が令和3年度に満了することに伴い、社会情勢の変化や本市における状況を勘案し、計画の進捗状況及び令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民・事業所アンケート」の結果を踏まえ、「ながと男女共同参画計画（第4次）」を策定しました。

計画の位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「長門市男女共同参画推進条例」に基づく「基本計画」です。また本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「基本目標Ⅲ 重点目標1 配偶者等からの暴力への対策の推進」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

計画期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を計画期間とします。
ただし、国内外の動向や社会環境の変化を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

基本理念

この計画は、「長門市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる次の6つの事項を基本理念とし、男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 性別による差別的取扱いを直接又は間接に受けることなく、個人としてその尊厳が重んじられその能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を妨げることがないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は民間の団体などにおける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思に基づく職業生活その他の社会活動と両立できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性についての理解を深め、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に対し、双方の意思が基本的に尊重されること、及び生涯を通じて健康な生活を営むことについて配慮するようにすること。
- (6) 男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して推進されること。

計画の推進

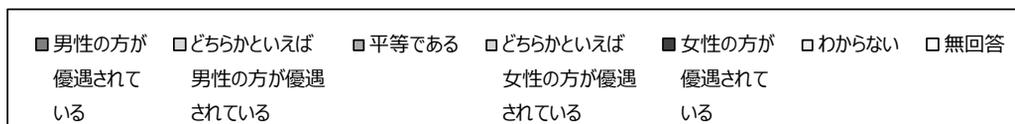
この計画の推進にあたっては、市民、事業者、各種機関・団体等の理解と協力が不可欠であり、市においても男女共同参画社会形成に向けて全庁的に取り組む必要があります。

このため、「長門市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、市民や事業者、関係機関との連携を強化しながら、施策の効果的な実施に向けた取組を推進します。

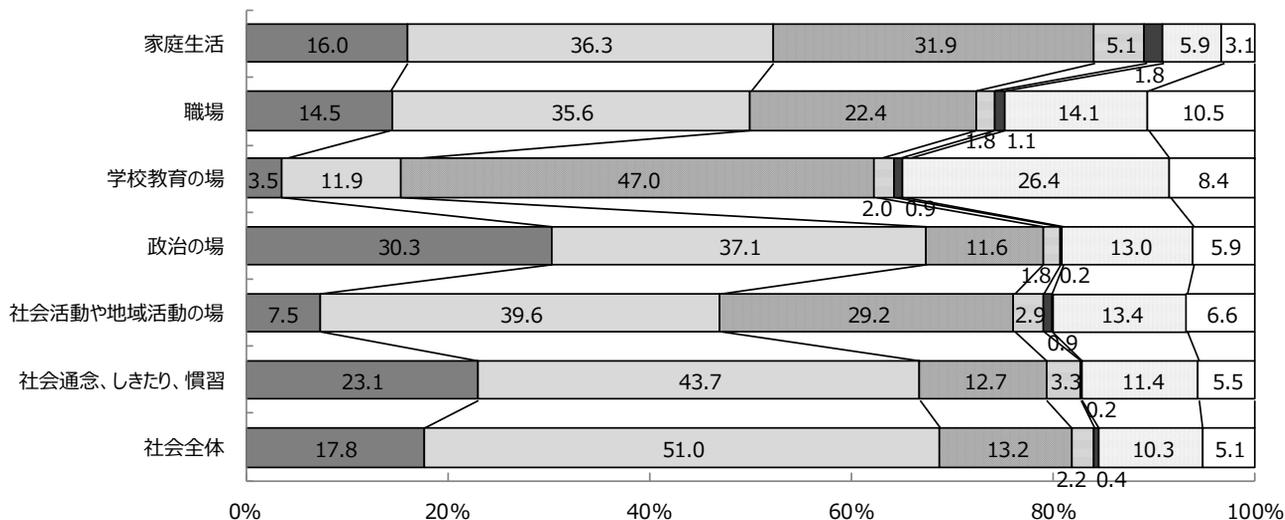
男女共同参画に関する意識

■男女の地位の平等感について <R2年市民アンケート調査>

「平等」と感じている人は、「政治の場」では11.6%、「社会活動や地域活動の場」では29.2%と、女性が政策・方針決定の場に十分参画できていないことがうかがえます。



全体 (n=455)



■計画の指標

項目	令和2年度現状	令和8年度目標
政治の場において男女の地位が平等と思う割合	11.6%	増やす
社会活動や地域活動の場において男女の地位が平等と思う割合	29.2%	増やす
職場において男女の地位が平等と思う割合	22.4%	増やす

計画の内容

基本目標Ⅰ 性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまちづくり

重点目標1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- (1) 行政における女性参画の推進
- (2) 事業所等における女性参画の推進

重点目標2 働く場における男女共同参画の推進と働きやすい環境づくり

- (1) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
- (2) 女性の就業、起業等のための支援
- (3) 仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備

重点目標3 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域活動における男女共同参画の推進
- (2) 防災活動における男女共同参画の推進

重点目標4 農林水産業における男女共同参画の推進

- (1) 女性の起業等への支援
- (2) 女性が能力を発揮できる環境整備

基本目標Ⅱ 性別にとらわれない、共同参画意識の醸成

重点目標1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

- (1) 市民意識の醸成に向けた取組の推進
- (2) 人権を尊重した取組の推進
- (3) 男性の家事・育児等への参画推進

重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- (1) 多様な選択を可能にする教育・学習の推進
- (2) 国際交流を通じた男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 誰もが、安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標1 配偶者等からの暴力への対策の推進【DV対策基本計画】

- (1) 暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) DV対策の推進
- (3) ハラスメント等への対策の推進

重点目標2 生涯を通じた健康支援

- (1) 妊娠、出産期、子育て期における支援
- (2) 現役世代に対する支援
- (3) シニア世代の健康寿命の延伸に向けた取組の推進

重点目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- (1) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくり
- (2) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
- (3) 障害者等が安心して暮らせる環境づくり